

令和5年那審第6号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年1月9日05時10分

沖縄県ルカン礁

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 9.7トン

登 録 長 14.97メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 364キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成7年11月に進水した、一本釣り及び旗流しの各漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部の後方に操舵室を配し、同室前部の中央に磁気コンパス、魚群探知機、舵輪、自動操舵装置、同装置に延長コードを接続して舵及び機関の各操作ができる遠隔管制器を、左舷側にGPSプロッターを、右舷側にレーダー及び機関操縦レバーをそれぞれ装備し、レーダー後方に操縦席を設けていた。

(2) ルカン礁

ルカン礁は、沖縄県沖縄島南部西方沖合約7海里の東シナ海に位置する、北西及び南東の各方向に約1海里並びに北東及び南西の各方向に約0.6海里それぞれ延びた状態の干出さんご礁で、北端付近に、白塔形の灯高が22メートル、光達距離が12海里、灯質が群閃白光毎10秒に2閃光のルカン礁灯台が設置されていた。そして、AのGPSプロッター画面の地形図には、ルカン礁の状態が表示されるようになっていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、平成24年頃から親族が所有するAに甲板員として乗り組む傍ら、同26年8月に現有免許を取得し、平成29年頃小型漁船を購入するとともに、漁場までの距離等を考えて冷凍装置を備えていない同船又は同装置を備えたAに船長として乗り組んでいたもので、沖縄島中部西岸に港口が北方に開いた沖縄県牧港漁港と同島南方沖合の漁場との間における往復の航行経験をこれまでに約5回有していた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、そでいか旗流し漁の目的で、

船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年1月9日02時40分牧港漁港を発し、沖縄島南方沖合約90海里の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、夜間、牧港漁港から沖縄島南方沖合の漁場に向かう途上、同島南部西方沖合を航行する際、周囲の状況及び船舶交通の輻輳状況を考慮してルカン礁灯台の灯光を右舷方又は左舷方に航過するため、ルカン礁の東方又は西方の各水域に向けて針路を転じていた。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、眼高が約2メートルとなる操縦席に腰を掛けた姿勢で遠隔制御器を操作して沖縄島南部西方沖合に至り、03時33分僅か過ぎルカン礁灯台から035度（真方位、以下同じ。）11.2海里の地点で、針路を215度に定めて自動操舵とし、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、周囲の状況及び船舶交通の輻輳状況を考慮してルカン礁灯台の灯光を右舷方に航過することとし、04時17分半少し過ぎ同灯台から035度6.0海里の地点に至り、ルカン礁東方水域に向けて針路を転じるとき、同礁についての詳細を承知していなかったが、ルカン礁灯台の灯光を右舷船首方に目視する針路とすれば予定進路上に航行の支障となるものはないと思い、GPSプロッターを活用して同東方水域を精査するなど、水路調査を十分に行わなかったため、ルカン礁の状態も、同プロッター画面に同礁の地形図が表示されていることにも気付かず、ルカン礁東方水域に向けて針路を210度に転じて続航した。

こうして、a受審人は、ルカン礁灯台の灯光を右舷船首方に目視しながら操船に当たるなか、転じた針路がルカン礁南東端付近に向

いている状況に気付かないまま、同南東端付近に向首進行し、05時10分ルカン礁灯台から134度930メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、ルカン礁南東端付近に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、GPSプロッター画面に表示されていた地形図でルカン礁の状態を初めて知り、自力離礁を試みたものの、効なく、船内に海水の浸水を認めるとともに、船首部及び船尾部からそれぞれ投錨して排水作業を施したのち、携帯電話で僚船に救助の要請及び海上保安庁に118番通報をそれぞれ行い、来援した同船に救出された。

乗揚の結果、台船に載せられて沖縄県金武中城港まで運ばれ、船体中央部及び船尾部の各船底外板に破口、推進器翼及び同軸に曲損、舵板の欠落を生じ、後に廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、沖縄島南部西方沖合において、同島南方沖合の漁場に向け航行中、ルカン礁東方水域に向けて針路を転じる際、水路調査が不十分で、同礁南東端付近に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、沖縄島南部西方沖合において、同島南方沖合の漁場に向け航行中、ルカン礁東方水域に向けて針路を転じる場合、同礁についての詳細を承知していなかったから、ルカン礁に乗り揚げるのではないよう、GPSプロッターを活用して同東方水域を精査するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、ルカン礁灯台の灯光を右舷船首方に目視する針路とすれば予定進路上に航行の支

障となるものはないと思ひ、水路調査を十分に行わなかつた職務上の過失により、ルカン礁の状態も、GPSプロッター画面に同礁の地形図が表示されていることにも気付かないまま針路を転じ、ルカン礁南東端付近に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船させるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和5年12月12日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文